

# 令和7年度1月 第10回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年1月20(火) 午前10時00分 ~ 午前10時29分

開催場所 あま市役所 2階 D会議室

出席者

農業委員会委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	太田 昌史	出席	推1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	出席	推2	毛利 康夫	出席
3	山田 昌弘	出席	推3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	出席	推4	伊藤 幸夫	出席
5	竹嶋 肇	出席	推5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	出席	推7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	出席	推8	丹羽 敦	出席
9	山田 英史	欠席	推9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	出席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	今枝 勲男	書記	村井 祝仁
			大村 帆乃香

傍聴人 なし



議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は12人、推進委員の出席数は9人です。山田英史委員、武藤委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和7年度1月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

2番辻本雅之委員及び3番山田昌弘委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)

議案第36号について説明いたします。

申請番号3-26番につきまして、説明いたします。

参考資料は1、2ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、乙之子庄助割地内の田で、賃貸借権設定による経営拡大となっております。

申請番号3-27番につきまして、説明いたします。

参考資料は3、4ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、乙之子庄助割地内の田で、賃貸借権設定による経営拡大となっております。

申請番号3-28番につきまして、説明いたします。

参考資料は5、6ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、乙之子庄助割地内の田で、賃貸借権設定による経営拡大となっております。

こちらについては、令和5年8月に仮登記がされておりますが、当時、法務

局から本農業委員会宛てに通知はきておりません。また、海部農林水産事務所にて、仮登記がされていても許可申請に影響はないことを確認済みです。

申請番号3-29番につきまして、説明いたします。

議案書は2ページ、参考資料は7、8ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、乙之子庄助割地内の田で、賃貸借権設定による経営拡大となっております。

申請番号3-30番につきまして、説明いたします。

議案書は2ページ、参考資料は9、10ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、乙之子庄助割地内の田で、賃貸借権設定による経営拡大となっております。

譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、1月15日に近藤善成委員と毛利康夫委員と現地確認をさせていただいております。以上です。

**議 長** 近藤善成委員と毛利康夫委員に現地確認に行ってくださいました。近藤委員から現地の状況について報告願います。

**近藤委員** 議案第36号につきまして、現地確認を行いました。耕作に関して問題はありませんでした。

**議 長** ただ今、事務局及び近藤委員から説明・報告がありました。議案第36号について、何かご質問等はございますか。

**村上委員** 申請番号3-29番の譲渡人の年齢が違うかと思いますが、こちらについては事務局にて確認しているのでしょうか。それとも、申請書に記載のものを信用し、確認はしていないのでしょうか。

**事務局** 確認はしておりません。本総会終了後に確認します。

**議 長** 他にご質問も無いようですので採決に移ります。  
議案第36号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長** 挙手全員です。よって、議案第36号は承認されました。

議長 日程第4 議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)

議案第37号について説明いたします。

申請番号5-21番につきまして、説明いたします。

参考資料は11、12ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案書のとおり、申請地は、乙之子庄助割地内の田、駐車場への転用で、賃貸借権設定のとなっております。

譲受人は、木田に本店を置き、農業と福祉を連携させた事業を営んでおります。

その一環として、申請地北側5筆を賃借し、障がい者と耕作をする計画を進めておりますが、近隣に駐車場がなく、利用者を現地に受け入れることができない状況となっており、新たに土地を確保しようと考えていたところ、当該土地の賃貸借の内諾をもらえたため、今回の申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に区分されますが、農業用施設のため転用の許可が見込めます。

申請番号5-22番につきまして、説明いたします。

参考資料は13、14ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案書のとおり、申請地は、七宝町桂弥勒地内の畑、駐車場兼資材置場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、本申請地付近に七宝工場を置き、管工事用資材・消防施設建設資材の製造及び加工を行っております。

事業拡大に伴い、従業員等の駐車場や資材置場が不足してきたため、新たに土地を確保しようと考えていたところ、当該土地の譲受の内諾をもらえたため、今回の申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅、店舗、事業所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地で、第3種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

申請番号5-23番につきまして、説明いたします。

参考資料は15、16ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案書のとおり、申請地は、丹波前並地内の田、駐車場兼資材置場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、木田地内に本店を置き、解体業を営んでおります。

現在、賃貸借にて木田地内に駐車場、稲沢市に資材置場を置き、往復して事業を行っておりますが、この度、土地所有者より両借地の返却の申出があったため、新たに土地を確保しようと考えていたところ、当該土地の譲受の内諾をもらえたため、今回の申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、第3種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

申請番号5-25番につきまして、説明いたします。

参考資料は17、18ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案書のとおり、申請地は、方領西六反地地内の田、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、森地内に本店を置き、本申請地北側に事業所を設け、さく井工事、管工事業を営んでおります。

事業拡大による駐車場用地の不足に、道路拡幅による敷地の減少が重なり、従業員及び来客用の駐車場確保が急務となっていたところ、当該土地の譲受の内諾をもらえたため、今回の申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、第3種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

申請番号5-26番につきまして、説明いたします。

参考資料は19、20ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案書のとおり、申請地は、方領西六反地地内の畑、資材置場への転用で、賃貸借権設定となっております。

譲受人は、本申請地付近に本店及び資材置場を置き、とび・土木工事業を営んでおりますが、土地所有者より土地の返還を求められ、代替の事業用地の確保が急務となりました。現事業を遅滞なく継続させるため、本店近隣で代替地を検討していたところ、当該土地の借受の内諾をもらえたため、今回の申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、10ha未満であり、第2種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、1月15日に近藤委員と毛利委員、また、1月16日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。以上です。

**議 長**

近藤善成委員と毛利康夫委員に現地確認に行ってくださいました。近藤委員から現地の状況について報告願います。

近藤委員 議案第37号につきまして、現地確認を行いました。転用に関して問題はありませんでした。

議長 ただ今、事務局及び近藤委員から説明・報告がありました。議案第37号について、何かご質問等がございますか。

塚本委員 申請番号5-25、26の参考資料の地図が現状と異なると思いますが、参考資料としていかがなものでしょうか。

事務局 参考資料を作成する地図データの更新がされておらず、このような形となっております。以後気をつけます。

議長 他にご質問も無いようですので採決に移ります。  
議案第37号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員です。よって、議案第37号は承認されました。

議長 日程第5 報告第30号「農地法第4条の規定による届出について」、報告第31号「農地法第5条の規定による届出について」、を事務局から報告願います。

事務局 (報告)

議長 以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。  
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。  
次回の農業委員会でございますが、2月20日(金)午前10時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和8年2月20日

議 長 太田 昌史

署名委員 辻本 雅之

署名委員 山田 昌弘